

令和 4 年 1 月 3 0 日

都道府県医師会担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

宮 川 政 昭

（公印省略）

スキサメトニウム注射剤が安定供給されるまでの必要な患者への優先的な使用等の対応への協力について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より各都道府県等衛生主管部（局）宛てに事務連絡「スキサメトニウム注射剤が安定供給されるまでの必要な患者への優先的な使用等の対応への協力について（周知依頼）」が発出され、本会に対しても周知方依頼がありました。

スキサメトニウム注射剤は、特に精神神経科における電撃療法の際の筋弛緩に対しては必要度の極めて高い薬剤とされていますが、現在、原薬の製造が困難となっていることを理由に、限定出荷が行われています。本剤の製造販売業者に対しては、厚生労働省より、早期の安定供給再開に向けた対応が依頼されているところですが、現時点で新たな原薬製造所の選定に至っておらず、安定供給に支障が生じているところです。

本事務連絡は、このような状況の中、限られた医療資源を治療が必要な患者に優先的に届けることを考慮し、本剤が安定供給される当面の間、別添の日本麻酔科学会の情報等を参考にさせていただきたいことの周知を依頼するものです。

具体的には、代替治療のない精神神経科における電撃療法の際の筋弛緩への優先的な使用を考慮し、麻酔時の筋弛緩・気管内挿管時の筋弛緩の場合には、可能な限り代替治療等を検討させていただきたいことや、買い込みを行わず、当面の必要量に見合う量のみを購入をお願いしたいことが示されています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和4年11月28日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

スキサメトニウム注射剤が安定供給されるまでの
必要な患者への優先的な使用等の対応への協力について（周知依頼）

厚生労働行政について、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
今般、標記について、各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）宛別紙写し
のとおり連絡いたしましたので、貴会会員への周知につき御配慮いただきますようよろ
しくお願いいたします。

事務連絡
令和4年11月28日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

スキサメトニウム注射剤が安定供給されるまでの
必要な患者への優先的な使用等の対応への協力について

スキサメトニウム注射剤について、製造販売業者である丸石製薬株式会社・杏林製薬株式会社によると、本剤の原薬の製造が困難となり限定出荷となっています。

厚生労働省では、当該製造販売業者に対して、早期の安定供給再開に向けての対応を依頼しているところですが、現時点で新たな原薬製造所の選定に至っておらず、安定供給に支障が生じているところです。

スキサメトニウム注射剤は、麻酔時の筋弛緩、気管内挿管時の筋弛緩、精神神経科における電撃療法の際の筋弛緩、腹部腫瘍診断時等に対する適用を有していますが、このうち特に精神神経科における電撃療法の際の筋弛緩に対しては必要度の極めて高い薬剤とされています。

このような状況の中、限られた医療資源を治療が必要な患者に優先的に届けることを考慮し、スキサメトニウム注射剤が安定供給される当面の間、別添の日本麻酔科学会の情報等を参考にいただき、下記のとおりに対応について、貴管下関係医療機関等及び医薬品卸売販売業者等へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1. スキサメトニウム注射剤については、代替治療のない精神神経科における電撃療法の際の筋弛緩への優先的な使用を考慮し、麻酔時の筋弛緩・気管内挿管時の筋弛緩の場合には、可能な限り代替治療等を検討いただきたいこと。
2. スキサメトニウム注射剤については、買い込みは厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のみ購入をお願いしたいこと。

以上

公益社団法人日本麻酔科学会

理事長 山蔭 道明

公益社団法人日本麻酔科学会

会員 各位

スキサメトニウム注射剤の安定供給について

コロナ禍の落ち着かない中、会員の先生方には、国民の周術期医療をはじめ臨床業務に従事いただき、大変感謝申し上げます。

さて、脱分極性筋弛緩薬スキサメトニウム注射剤につきましては、現在の製造方法では日本薬局方に則っていないことが判明しております。しかし、その改善は容易ではなく新規製造が出来ない状況です。製造会社には引き続き新規製造のお願いをしておりますが、在庫も限られていることから、その使用に関して限定した症例に使用いただくこと、そして買い占め等を行わないよう、厚生労働省からも通達が出ております。

新規製造の再開に向けて、関係諸官庁や担当製薬会社には、当会も含め 5 団体から要望しております。

進捗があり次第、会員の先生方には速やかに連絡させていただきますが、事情を鑑み、本剤の使用を心がけていただけるよう、お願いいたします。